

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則を公布する。
平成17年3月30日

京都市職員共済組合
理事長 松井 珍男子

京都市職員共済組合規程施行細則第2号

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則
京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を次のとおり改正する。
第14条の2の見出し（償還猶予の申出）を（償還の猶予）とし、第14
条の2第1項を第14条の2第2項とし、第14条の2第1項を次のとお
り加える。

第14条の2 規程第10条の2に規定する「理事長が指定する地域」は、
「災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に基づき、都道
府県知事が指定する市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭
和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当
該市の区域又は当該市の区の区域とする。）」とする。

附 則

この細則は、公布の日から施行する。

（総務局人事部厚生課）